

R4.4.1

同僚の女性警察官方に無断で侵入し、盗撮用カメラを設置したとして、埼玉県警は31日、浦和東署交通課の男性巡査(23)を懲戒処分とし、住居侵入と県迷惑防止条例違反の容疑でさいたま地検に書類送検したと発表した。書類送検は同23日付。県警監察官室によると、男性巡査は昨年10月ごろから今年1月5日にかけて、さいたま市内の集合住宅に住む同僚の20代の女性警察官2人の居室内に、合鍵を使って無断で複数回侵入。1月5日、うち1人の女性警察官方内に盗撮用カメラを設置した。カメラは6畳間と脱衣所を仕切るふすまに設置され、レンズは脱衣所の方を向いていたという。翌6日に女性警察官がカメラを発見し、上司に報告した。カメラに映像は残っていなかったという。被害場所近くの集合住宅に居住している職員に聴き取りをしたところ、男性巡査が犯行を認めた。インターネットで注文して作った合鍵で計7回ほど忍び込み、たんすの中や干してある下着を見たり、触ったりしていた。男性巡査は「女性の下着に興味があった。下着を見ているうちに下着姿や裸姿が見たくなった」と供述しているという。荻野長武首席監察官は「県民の信頼を大きく損ねる行為であり、深くおわびする。職員に対する職務倫理教養を徹底し再発防止に努める」とコメントした。

R4.6.21

自らが経営する楽器販売店の男女共用トイレに盗撮目的で小型カメラを設置した疑いで、福井市の70歳の男が21日、逮捕された。男は容疑を認めている。県迷惑防止条例違反の疑いで逮捕されたのは、福井市大宮2丁目の楽器販売店経営、太田憲一容疑者(70)。トイレを使用した人が水タンクの周辺に設置されたカメラを発見し、通報したことで発覚した。太田容疑者は「自分が設置しました」と容疑を認めている。

R4.6.28

大阪府教育委員会は、盗撮行為を繰り返していたとして、府内の支援学校の教員を懲戒免職処分にしたと発表しました。28日付で懲戒免職となったのは、府立藤井寺支援学校に勤務していた55歳の男性教員です。府教委によりますと男性教員は4月、奈良市内の運動公園の多目的トイレに、女性の着替えを盗撮する目的で、ペン型カメラを設置。30分後にカメラの回収に向かうと、すでにカメラが発見され、警察もいたため、盗撮行為の発覚を恐れてその場から離れましたが、その後5月6日に奈良警察署に出頭していました。府教委の聞き取りに対し、男性教員は好意を寄せる女性の着替えを盗撮するため、去年5月から少なくとも7回、同様の行為を繰り返したと話しています。また特別休暇を不正に取得した上、無許可で兼業し、報酬も得ていたとして、府立東住吉支援学校の56歳の男性教員も懲戒免職処分となりました。

R4.7.11

ホテルでデリバリーヘルス(派遣型風俗店)の女性従業員を盗撮したとして、兵庫県警加古川署は11日、県迷惑防止条例違反の疑いで、明石市の無職の男(69)を現行犯逮捕した。逮捕容疑は同日午前、同県加古川市内のラブホテルで、かばんの中に入れた小型カメラを使い、従業員の女性(30)を無許可で撮影した疑い。容疑を認めているという。同署によると、不審に思った女性が、かばんの中に入った撮影中のカメラを発見した。女性は同店の男性運転手と2人で、男を同署に連れて行ったという。

R4.7.14

修学旅行先の大浴場で女子児童3人の裸を盗撮したとして、広島県三次市内の小学校に勤務していた、教諭の男が再逮捕されました。男は、わいせつ行為など不祥事根絶のための研修にも参加していたということです。

三次市教育委員会も会見・迫田隆範教育長「申し訳ございませんでした」

児童ポルノ法違反の疑いで再逮捕されたのは、公立小学校の教諭で福原優理容疑者(27)です。警察などによりますと福原容疑者は、三次市内の小学校で勤務していた去年12月、修学旅行で訪れた香川県にある宿泊施設の大浴場で、小型カメラを使って女子児童3人の全裸動画を盗撮し、児童ポルノを製造した疑いがもたれています。

調べに対し、福原容疑者は「盗撮したことに間違いない」と容疑を認めているということです。

三次市教育委員会は会見を開き、「卑劣な盗撮行為を防ぐことができなかった」と児童や保護者、市民などに対し謝罪しました。

市教委によると福原容疑者は2018年から初任で三次市内の小学校に赴任し、4年間勤務…。主に高学年を担当し、その間、学校で毎年開かれていた盗撮やわいせつ行為などの不祥事根絶のための研修にも参加していたということです。

三次市教委では、今後は、教員が学校に持ち込む私物のデジタルカメラやパソコンなどの電子機器について、登録制にするなどして管理できるような制度を作り、再発防止に努めたいとしています。

福原容疑者は先月、現在勤務する庄原市の小学校に、小型カメラを設置した疑いで、県の迷惑防止条例違反と建造物侵入の疑いで逮捕されていて、今月は、同じ教室に4月にも侵入していた疑いで再逮捕されていました。

R4.7.20

福島県迷惑行為等防止条例違反の疑いで、逮捕されたのは、福島県矢祭町の会社役員、片野喜久容疑者(44)だ。警察によると片野容疑者は、5月20日ごろ、自らが経営する会社事務所にある屋外トイレで、40代の女性を小型カメラで撮影した疑いが持たれている。

警察は、被害にあった女性から届け出を受けて、盗撮に使われた小型カメラなどを調べたところ、片野容疑者の犯行が明らかになったとしている。片野容疑者は、容疑を認めていて、警察は、余罪についても調べを進めている。

R4.7.23

コンビニの男女共用トイレの個室に盗撮目的で小型カメラを設置したとして、兵庫県警姫路署などは22日、県迷惑防止条例違反の疑いで、姫路市の会社員の男(49)を逮捕した。

逮捕容疑は21日午後5時50分ごろから同6時15分ごろまで、姫路市内のコンビニのトイレ内に小型カメラを設置した疑い。同署の調べに「用を足す女性の姿が見たかった」と話し、容疑を認めているという。

同署によると、1日に2回程度、男がトイレに出入りするのを不審に感じた店長が個室を確認。バッテリー付き小型カメラが便座前の手洗い場の水道管に仕掛けられているのを発見し、通報した。カメラは撮影モードになっており、トイレの利用者のほか、便座の方向にレンズの向きを調整する男自身も映っていたという。